## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

(令和4年5月)

	公共工事の名称、 場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	局の名称 ┃契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名 競争入札の別 (総合 評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	4			
N o										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	備考
					該 当 な 	: L - 							

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。 (注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

(令和4年5月)

	公共工事の名称、 場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地				随意契約によることと した会計法令の根拠条 文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率			:益法人の場合	Ì	
N o			契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号					再就職の 役員の数	公益法人 の区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応 募者数	備考
					該当	な し 								
						5.1.1.1.1.1								

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。 (注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

(令和4年5月)

	物品役務等の名称及 び数量	**************************************		契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名 競争入札の別 (総合 評価の実施)		契約金額	落札率	1			
N o		契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日							ム血仏人の	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・ 応募者数	備考
1	ロクチン 外13品	航空自衛隊 第3輸送航空隊基地業務群 会計隊長 駒井 英和 鳥取県境港市小篠津町2258	17年十3万20日	鳥取県米子市両三柳 2900番地 7	4240001005375	一般競争入札	同種の他の契約 の予定価格を類 推されるおそれ があるため公表 しない。	4, 839, 562	非公表				単価契約 契約金額は 予定金額
2					以下分	<b> </b> 							
3													
4													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

<sup>(</sup>注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

(令和4年5月)

		契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	初始の担ませの幸	法人番号	随意契約によることと した会計法令の根拠条 文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率		公益法人の場合			
N	の 物品役務等の名称及 び数量			契約の相手方の商 号又は名称及び住 所						再就職の 役員の数	公益法人 の区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応 募者数	備考
				— 該	当 な 	L —								_

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

<sup>(</sup>注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。